

平成29年12月14日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

社会常任委員会
委員長 北崎 正則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 第80号議案 | 宗像市農村女性の家の指定管理者の指定について |
| 第81号議案 | 宗像市コミュニティ・センター赤間会館の指定管理者の指定について |
| 第82号議案 | 宗像市コミュニティ・センター赤間西会館の指定管理者の指定について |
| 第83号議案 | 宗像市コミュニティ・センター自由ヶ丘会館の指定管理者の指定について |
| 第84号議案 | 宗像市コミュニティ・センター河東会館の指定管理者の指定について |
| 第85号議案 | 宗像市コミュニティ・センター南郷会館の指定管理者の指定について |
| 第86号議案 | 宗像市コミュニティ・センター東郷会館の指定管理者の指定について |
| 第87号議案 | 宗像市コミュニティ・センター日の里会館の指定管理者の指定について |
| 第88号議案 | 宗像市コミュニティ・センター玄海会館の指定管理者の指定について |
| 第89号議案 | 宗像市コミュニティ・センター池野会館の指定管理者の指定について |
| 第90号議案 | 宗像市コミュニティ・センター岬会館の指定管理者の指定について |
| 第91号議案 | 宗像市コミュニティ・センター大島会館の指定管理者の指定について |

この12議案は、12地区のコミュニティ・センターの指定管理者を各地区コミュニティ運営協議会に指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

コミュニティ・センターは、地域住民の教養の向上及び健康の推進を図るとともに、コミュニティづくりをすすめることを目的に設置された施設である。コミュニティ運営協議会を主体として、各地区の特性に応じた利用者の増加につながる取り組みを継続して実施しており、コミュニティ活動の拠点施設としての機能向上に積極的に取り組んでいることから、現指定管理者である各地区コミュニティ運営協議会を非公募で選定し、指定するものである。指定の期間はいずれも平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

【審査結果】

委員会は、12議案とも全員賛成で原案のとおり可決した。

第 92 号議案 宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センターの指定管理者の指定について

宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センターの指定管理者を公益財団法人宗像ユリックスに指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像ユリックスは芸術・文化及び市民活動の拠点施設であり、従来の管理者の経験・事業実績等を生かすために、引き続きその管理者に施設の管理運営を委ねることが、最も事業効果が期待できる。また現指定管理者は、第3期に地域創造大賞（総務大臣賞）を受賞しており、その事業実績が評価されている。これらのことから、第4期も公益財団法人宗像ユリックスを非公募で選定し、指定するものである。指定の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

【意見】

（賛成意見）

- ・ 公共施設は市民の税金で管理運営されているので、できるだけ市民が利用しやすいように、そしてより良いサービスが受けられるように、指定管理者も努力してほしい。その際に、市民が利用する公共施設は、市民の利便性が高くなるように考えていくという基本を精査し、利用料金等に反映できるよう検討してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 93 号議案 宗像市民体育館、宗像勤労者体育センター、宗像市玄海B & G海洋センター及び宗像市運動広場の指定管理者の指定について

宗像市体育施設（宗像市民体育館、宗像勤労者体育センター、宗像市玄海B & G海洋センター及び宗像市運動広場）の指定管理者を一般社団法人宗像市体育協会に指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市体育施設は、スポーツ活動の拠点施設である。従来の管理者の経験・事業実績等を生かすために、引き続きその管理者に施設の管理運営を委ねることが、最も事業効果が期待できるため、第4期も一般社団法人宗像市体育協会を非公募で選定し、指定するものである。指定の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。
- 2 第3期は玄海小学校の移転に伴う整備のため、宗像市運動広場を指定管理から外していたが、整備が終了したことから第4期はこれを加えるものである。

【意見】

(賛成意見)

- ・利用者が増えていることは評価する。利便性をもっと良くすれば、さらに利用者が増えると思うので、インターネットで予約のキャンセルができるシステムを構築できるのであれば、早急に取り組んでほしい。また、勤労者体育センターに洋式トイレを設置してほしい。予算の問題もあるだろうが、高齢者の利用も多く、市民の健康寿命を延ばすことは医療費の削減にもつながるので、使い勝手の良い施設に改善するよう検討してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 94 号議案 宗像市弓道場の指定管理者の指定について

宗像市弓道場の指定管理者を吉武地区コミュニティ運営協議会に指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市弓道場は、同地域内の他施設の指定管理者が一体的に管理運営したほうが、事業効果が相当程度期待できることから、吉武地区コミュニティ運営協議会を非公募で選定し、指定するものである。指定の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 95 号議案 ふれあいの森総合公園の指定管理者の指定について

ふれあいの森総合公園の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

公募による応募は、瀧口観花苑株式会社と宗像緑地建設株式会社の2者。指定管理者選定委員会は、宗像緑地建設株式会社を指定管理者候補者として市に答申した。これを受けて、これまでの管理実績や提案内容等から、選定委員会の答申と同様、宗像緑地建設株式会社を指定管理者として指定するもの。指定の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 96 号議案 宗像市大島福祉センターの指定管理者の指定について

宗像市大島福祉センターの指定管理者を社会福祉法人宗像市社会福祉協議会に指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市大島福祉センターは、市民の保健福祉の向上を図ることを目的として設置された施設である。現指定管理者は、同センターの開館以来、当該施設の管理を担っている。適切に施設の管理運営が行われており、運営のノウハウも蓄積されている。このため、社会福祉法人宗像市社会福祉協議会を非公募で選定し、指定するものである。指定の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。